

言語聴覚士法の概要

平成9年12月19日

平成9年法律第132号・厚生省

1 目的

この法律は、言語聴覚士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2 定義

この法律で「言語聴覚士」とは、厚生大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいうこととした。

（第二条関係）

3 免許

（一）言語聴覚士になろうとする者は、言語聴覚士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許（4の（二）の（6）を除き、以下「免許」という。）を受けなければならないこととした。（第三条関係）

（二）目が見えない者等一定の事由に該当する者には、免許を与えないこととした。（第四条関係）

（三）罰金以上の刑に処せられた者等一定の事由に該当する者には、免許を与えないことがあることとした。（第五条関係）

（四）厚生省に言語聴覚士名簿を備え、免許に関する事項を登録することとした。（第六条関係）

（五）免許は、試験に合格した者の申請により、言語聴覚士名簿に登録することによって行うこととし、厚生大臣は、免許を与えたときは、言語聴覚士免許証を交付することとした。（第七条関係）

（六）言語聴覚士は、言語聴覚士名簿に登録された免許に関する事項に変更があったときは、三〇日以内に、当該事項の変更を厚生大臣に申請しなければならないこととした。（第八条関係）

（七）言語聴覚士が（二）に該当するに至ったときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならないこととした。（第九条第一項関係）

（八）言語聴覚士が（三）に該当するに至ったときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて言語聴覚士の名称の使用の停止を命ずることができることとした。（第九条第二項関係）

（九）厚生大臣は、免許がその効力を失ったときは、言語聴覚士名簿に登録されたその免許に関する事項を消滅しなければならないこととした。（第一条関係）

（十）厚生大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に言語聴覚士名簿の登録の実施に関する事務を行わせることができることとし、指定登録機関に関し、所要の規定を置くこととした。（第一二条～第二七条関係）

4 試験

- (一) 試験は、言語聴覚士として必要な知識及び技能について行うこととし、毎年一回以上、厚生大臣が行うこととした。(第二九条及び第三 条関係)
- (二) 試験の受験資格は、次のとおりとすることとした。(第三三条関係)
 - (1) 学校教育法の規定により大学に入学することができる者等で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、三年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法に基づく大学等において二年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (3) 学校教育法に基づく大学等において一年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (4) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)等において厚生大臣の指定する科目を修めて卒業した者等
 - (5) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者等で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、二年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (6) 外国の2に掲げる業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が(二)の(1)~(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの
- (三) 厚生大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に試験の実施に関する事務を行わせることができることとし、指定試験機関に関し、所要の規定を置くこととした。(第三六条一第四 条関係)

5 業務等

- (一) 言語聴覚士は、名称の使用の停止を命ぜられている場合を除き、保健婦助産婦看護婦法の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練及び人工内耳の調整等の行為を行うことを業とすることができることとした。(第四二条関係)
 - (二) 言語聴覚士は、その業務を行うに当たっては、医師、歯科医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないこととした。(第四三条第一項関係)
 - (三) 言語聴覚士は、その業務を行うに当たって、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者に主治の医師又は歯科医師があるときは、その指導を受けなければならないこととした。(第四三条第二項関係)
 - (四) 言語聴覚士は、その業務を行うに当たっては、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者の福祉に関する業務を行う者その他の関係者との連携を保たなければならないこととした。(第四三条第三項関係)
 - (五) 言語聴覚士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこととし、言語聴覚士でなくなった後においても同様であることとした。(第四四条関係)
 - (六) 言語聴覚士でない者は、言語聴覚士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないこととした。(第四五条関係)
- 6 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。